161 115. アイルランド

アイルランドにおいて、原告の権利の侵害に関する法的見解は、その基本構造において、イングランド法の通説を反映している。それゆえ、使用のために違法に他人の動産を留置する者が、実際の損害の有無にかかわらず、使用の合理的な賃料相当額を支払う責任を負うことには疑問の余地がない。

116. スコットランド

イングランドと同様に、スコットランドの学説でも、違法行為、より正確にいえば権利侵害を理由とする原状回復の位置づけについて、議論がある。歴史的には、元来、略奪品 spuilzie の (「不法行為の色彩を帯びた」) 処理の問題であったが、それら [=違法行為] を利得法の分野に持ち込む事例は、権利侵害に基づく原状回復請求権は不法行為の成立を証明する必要がないことを自覚して、留保があるにもかかわらず、確固たるもの (になりつつある) と思われる。権利主張する者が (少なくとも機会の喪失の意味での) 損害を被ったことがこの請求に不可欠であるかどうかはなお不明確である。侵害により補償を払う責任が生じうると認められる権利は、性質上、財産権である。典型例は、他人の財産の無権限使用のみならず、同様に、消費、破壊、そのような財産の売却および建築作業における材料の使用による権原の取得である。プライバシー権の侵害を不当利得の領域に持ち込む動きはまだ生じていないように思われる。しかしながら、信認義務違反を理由とする利益の清算は、不法行為の一部であると分類されたとしても、実質的には同じことを達成することができるとみうる。

(5) 他人の債務の弁済による免責

117. フランス:他人の債務の錯誤弁済による免責

⁴⁵⁴ Tettenborn, Restitution³,11-12 et seq. を参照。

⁴⁵⁵ Hickey & Co. Ltd. v. Roches Stores (Dublin) Ltd. (No. 1) (1976) [1993] Restitution LRev 196, 202-204 におけるフィンレイ Finlay 治安判事のイングランド判例 Strand Electric & Engineering Co. Ltd. v. Brisford Entertainments Ltd. [1952] 2 QB 246 (CA) の扱いからは、多くのことが引き出しうる。

⁴⁵⁶ *Ibid*, 3.8.

⁴⁵⁷ Whitty, [1994] Juridical Review 127を参照。

⁴⁵⁸ そのような問題解決方法の「障害」の評価については、Blackie, Acta Juridica 1997, 284を参照。

⁴⁵⁹ Hogg, Obligations², 4.72-4.79 and 6.02を参照。

⁴⁶⁰ Hogg, loc. cit., 4.33 and 4.74.

⁴⁶¹ Earl of Fife v. Wilson (1867) 3 M 323 (無効な賃貸借契約の賃借人によりある土地で実行された狩猟権); Secretary of State for Defence v. Johnstone 1997 SLT (Sh.Ct.) 37 (賃貸借契約の期間満了後も居座っているイギリス空軍宿泊所の占有者は市場賃料と同等の補償を支払う責任がある)。

⁴⁶² *Findlay v. Monro* (1698) Mor 1767 (被告に誤って引き渡され、被告が屠殺して塩漬けにした牛の価値の原 状回復)。

⁴⁶³ Hogg, loc. cit., 4.77.

⁴⁶⁴ Hogg, loc. cit., 4.79.

他人の債務の錯誤弁済による免責を含む事例に対するフランスの問題解決方法は、誤 った弁済と悪意の弁済を基本的に区別することである。第三者 (C) が錯誤してBの債 権者(A)に対する債務を弁済したときは、(弁済者としての) Cは、非債弁済の表題を持 162 つ民法1377条1項に基づいて、行った弁済を理由にAに対して原状回復請求権を主張でき る。これは相対的な債務の不存在の場合と考えられる。弁済者は錯誤による弁済の証拠 を示さなければならない。というのは、CがBの事務を処理する意思で弁済したか、贈 与の意思で行為したときは、受領者 (A) に対する原状回復請求権は排除されるからで ある。弁済者が、自らを受領者に対する債務の債務者であると信じて行動したときは、 弁済は錯誤で行われたものである。錯誤は事実に関する錯誤でも法律の錯誤でも良い。 しかしながら、弁済者の錯誤のみが考慮される。受領者が、自らを弁済者の債権者であ ると信じて弁済を受領したか否かという問題は、非債弁済の返還義務を課するか否かの 考慮にとって重要ではない(1376条)。弁済者の錯誤は、強制による弁済と照応する。こ の種の事例では、被告は一般に受領者である。この結果はしばしば裁判所により確認さ れてきた。しかしながら、破毀院第1民事部は、時には、真の債務者に対する非債弁済の 直接の返還請求権を弁済者に与えることが相当であるとしてきた。このように生じた展 開は、理論的な矛盾を生んだ。というのは、非債弁済の返還請求権と原因のない利得の 返還請求権の間の明確な区分の線が曖昧になるからである。実際、裁判所は、時に、錯 誤で他人の債務を弁済した者に、原因のない利得に基づく請求権を主張することを認め ている。この一連の判例は、不当利得返還請求権の基礎にある補充性原則とはひどく対 照的である。(自らを債務者であると信じた者が表見的債権者に対する現存債務を根拠として弁済を 行ったという主観的非債弁済の場合に)債権者に対する非債弁済の返還請求権が、1377条2項

465 第三者による弁済が債務を消滅させる効果を持つかどうかは、民法1236条の要件が充たされるか否かによることになろう。同条は次のように規定する。「共同債務者または保証人のような利害関係を持つ者は、債務を弁済することができる。利害関係のない者も、債務者の名をもってかつ債務者のために弁済する場合、または自らの名をもって行うときでも債権者の権利に代位しない場合には、弁済することができる」。

⁴⁶⁶ Flour/Aubert/Savaux, Droit civil II¹¹, no.26 p.26-27.

⁴⁶⁷ *Flour/Aubert/Savaux* loc. cit. no.27 p.27. 法律を無視する言い訳はきかない *nul n'est censé ignorer la loi* という原則は、非債弁済の返還請求権の錯誤要件には適用されない (*Bénabent*, Les obligations¹⁰, no.476 p.324)。

⁴⁶⁸ さらに*Flour/Aubert/Savaux* loc. cit.を参照。結果的に、弁済者は、受領者に欺かれたと証明する必要がない。 Cass.civ. 22 February 2005, Bull.civ. 2005, V, no.61 p.53.

⁴⁶⁹ Bénabent loc. cit. no.476 p.314.

⁴⁷⁰ Rép.Dr.Civ. (-Douchy-Oudot) IX², Vº Répétition de l'indu (2004), no.70.

⁴⁷¹ たとえば、Cass.soc. 5 December 1996, Bull.civ.1996, V, no.425 p.306.

⁴⁷² 例を提供するのは、Cass.civ.12 May 1987, Bull.civ.1987, 1, no. 146 p.114; Cass.civ. 9 March 2004, Bull.civ. 2004, 1, no.81 p.65。

⁴⁷³ Douchy-Oudot loc. cit, no.72.

⁴⁷⁴ Cass.civ. 4 April 2001, Bull.civ. 2001, 1, no.105 p.67.

163 (同条によれば、弁済を善意で受領した債権者が債権証書を破棄したときには弁済の返還請求権は消滅する)を理由に認められないとすれば、補充性原則は適用できない。このことゆえに、民法(要するに1377条2項)は、この場合に弁済者が債務者に対する転用物訴権を主張することを許すのである。

118. フランス:他人の債務の悪意の弁済

弁済者が自らの意思でそうしようとして債権者に対する債務者の債務を弁済により消 滅させたときには、弁済者は受領者に対する非債弁済の返還請求権を主張することがで きない。同様に、民法1251条(同条は特定の場合に法定代位を規定する)もそのような場合に は通常は要件が充たされない。結果的に、契約上の定めがなければ、弁済者が債務者に 対して請求権を主張できるのは、事務管理に基づく請求権の要件が充たされるときか、 それがだめな場合において、原因のない利得に基づく請求権の要件を充たすときに限ら れる。受領者が権利を有するものを受領したにすぎないときは、弁済者は、受領者に対 する転用物訴権を持ち出すことができない。弁済者に対する債務者の責任は不当利得法 によって基礎づけることができると考えられる。その主たる理由は、転用物訴権が認め られないのは、もっぱら、弁済者が自らの利益で給付をおこなったか過失によってそう したときには、損失の原因があるからである。どのような類型の過失 faute が損失の原因 となるに足るかは明確には定まっておらず、補充性原則に与えられる射程がそのような 場合の一般不当利得法の適用を許容するのか否かも確定していない。いずれにせよ、弁 済者は契約により効果的に自らの利益を守るべきであり、実際にそうできたのであるか ら、第三者の債務の悪意の弁済を含む場合には、原因のない利得の返還請求権は認めら れない、という見解が主張されている。もっとも、弁済者が任意に債務を弁済して免責 させたという証明責任は債務者にある。

⁴⁷⁵ 悪意 mala fides の場合にすら請求権は存在するだろう。Mazeaud and Chabas, Leçons de droit civil $\mathrm{II}(1)^9$, no.661 p.796-797.

⁴⁷⁶ Flour/Aubert/Savaux loc. cit. no.26 p.26-27.

⁴⁷⁷ Cass.civ. 11 February 1986, Bull.civ. 1986, 1, no.23 p.20 は典型例である。父の意思に反して、息子が銀行に対する父の債務の一部を弁済した。その息子には事務管理法により補償請求権が認められた。

⁴⁷⁸ Flour/Aubert/Savaux loc. cit. no.46 p.43.

⁴⁷⁹ Flour/Aubert/Savaux loc. cit, no.49 p.45-47.

⁴⁸⁰ Aynès, D.1999 Somm.Comm., 116-117.